

2021年3月29日

各位

三井住友信託銀行株式会社

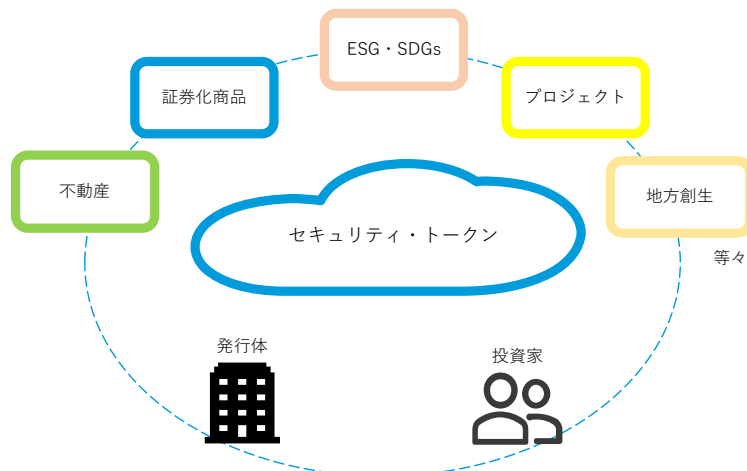
証券化商品を裏付けとするセキュリティ・トークンの発行について

三井住友信託銀行株式会社（取締役社長：橋本 勝、以下「当社」）は、下記のとおり、ブロックチェーン技術を活用した、本邦初の証券化商品を裏付けとするセキュリティ・トークン（※1）を発行する試験的取組（以下「本取組」）を実施いたしました。

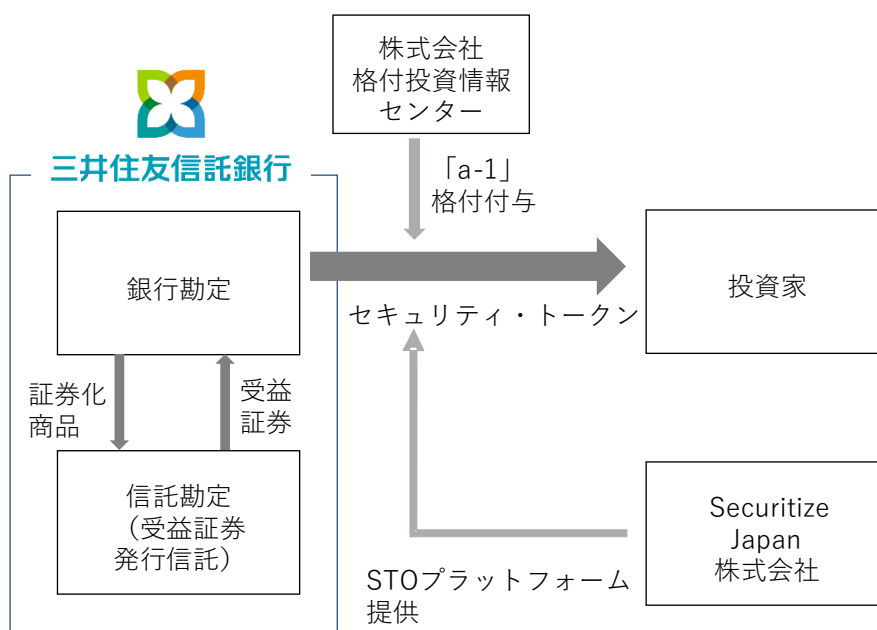
本取組は、証券化商品を裏付けとする受益証券発行信託（※2）を設定し、Securitize Japan 株式会社（※3）の STO プラットフォームを通じて、受益証券をセキュリティ・トークンの形態に転換した上で、当社の自己私募により発行したものです。なお、本件セキュリティ・トークンに対しては、株式会社格付投資情報センターより、「a-1」の格付が付与されております。

通常、証券化商品を譲渡する際の権利移転手続きとして、民法に基づく対抗要件具備を必要とするケースや、証券化商品の有価証券の交付を必要とするケース等がありますが、本取組のスキームは、受益証券を不発行とした上でトークン化することで、権利移転時に、券面の交付を要さず、ブロックチェーン上の記録と受益証券発行信託の受益権原簿が書き換わることで投資家の権利移転が行える仕組みです。

当社は、セキュリティ・トークンを活用した資金調達手法を提供する STO（セキュリティ・トークン・オフリング）市場の発展に向け、金銭債権や不動産をはじめとする各種資産を裏付けとするセキュリティ・トークンの発行・管理等の研究開発を積極的に推進しております。また、ESG・SDGs等の社会的なテーマと投資家を繋ぐ方法の一つとしてセキュリティ・トークンの活用を検討して参ります。本取組を通じて得られた知見を活かし、信託銀行ならではのセキュリティ・トークン、DX（デジタル・トランスフォーメーション）サービスを各関係者の皆様に対して提供できるよう努めてまいります。



<証券化商品を裏付けとしたセキュリティ・トークンの概念図>



- (※1) セキュリティ・トークンとは、一般に、ブロックチェーン技術を用いて発行・管理される、デジタル化された有価証券をいい、その法令上の位置づけについては、本邦では2020年5月施行の改正金融商品取引法および関連政府令等により明確化されました。今回発行したセキュリティ・トークンは、金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第17号に規定される電子記録移転有価証券表示権利等に該当します。なお、受益証券発行信託に基づく受益証券を当社の自己私募により発行することは、金融商品取引業に該当する行為には当たりません。
- (※2) 受益証券発行信託とは、受益権を表示する有価証券（受益証券）を発行する信託の類型です。委託者から拠出された信託財産を信託受託者が管理し、信託財産からの収益や信託財産を受領する権利等（受益権）を、受益証券という形にして発行します。
- (※3) 商号：Securitise Japan 株式会社
 所在地：東京都中央区日本橋室町 2-1-1 日本橋三井タワー 6F
 代表者：代表取締役 ジェームス・エイチ・フィン
 主な事業内容：デジタル証券の発行・管理プラットフォームを提供
 設立年月：2018年9月
 ウェブサイト：<https://www.securitize.co.jp/>

以上

<ご留意事項>

- この文書は、当社が組成した商品に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。なお、本商品はすでに組成、発行を完了しています